

踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想の作成提案について

1 基本構想作成等の提案とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、高齢者・障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者等や施設設置管理者等が市町村に対し提出することができます。（法 27 条）

横浜市では、市民等のみなさまが提案できるように平成 22 年 3 月に「横浜市バリアフリー基本構想等の提案に関する手続き要領」の制定と「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。

2 踊場駅周辺地区の提案について（詳細は提案書を参照）

(1) 提案概要

提案者：

横浜市戸塚区

提案地区：

市営地下鉄踊場駅周辺地区

1 日平均乗降客数：

18,901 人(H30 年度)

(2) 踊場駅周辺地区について

主な生活関連施設

【泉区】

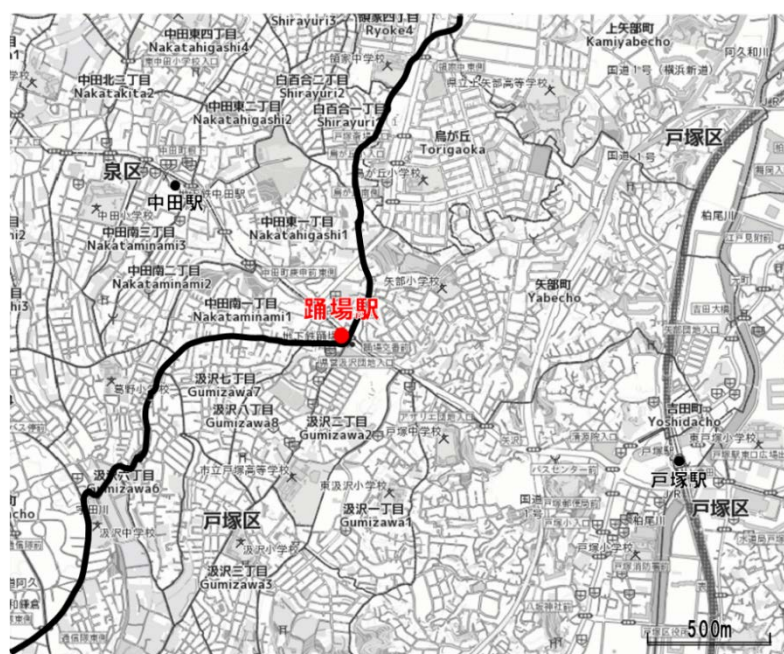
- ・市営地下鉄踊場駅
- ・踊場地域ケアプラザ
- ・鯉ヶ久保ふれあいの樹林

【戸塚区】

- ・踊場地区センター
- ・ヤマダ電機
- ・病児保育室 Ami

主な課題

- ・歩道の視覚障害者誘導用ブロックが途切れているなど視覚障害者への案内が不十分
- ・道路と公園入口との段差 など



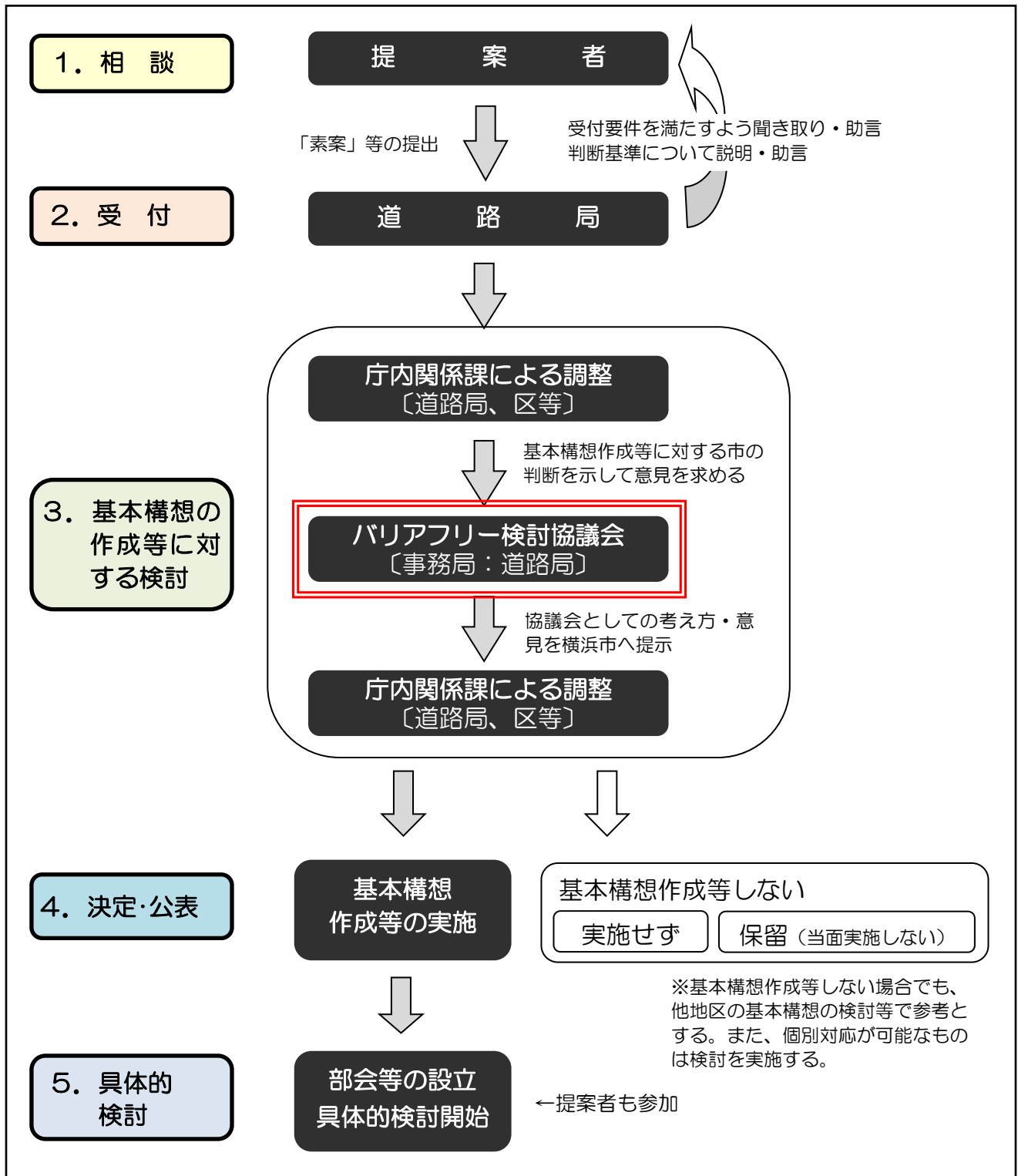
図：踊場駅位置図

3 協議会での意見聴取について

手続き要領第 8 条において、横浜市の判断について、バリアフリー検討協議会で意見聴取をすることとなっています。

今回の皆様の御意見を踏まえ、基本構想作成を実施するかどうか、再度関係課で検討し、公表する予定です。

4 横浜市における提案制度における基本構想作成等の検討の流れ



5 提案書に対する考え方

・ 踊場駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想作成について検討を進める

戸塚区役所から提出された提案書については、駅の所在区である泉区役所と道路局で検討を行い、バリアフリー法の基本方針で示されている重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の要件*を満たしていることを確認しました。

また、平成 30 年度に作成した戸塚区バリアフリー基本構想により戸塚区内にある全ての駅周辺地区（戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅）についてバリアフリー化が推進されていますが、戸塚区民には踊場駅を利用する方も多く、戸塚区民から基本構想の策定の要望が多く寄せられています。

上記要件を満たしていることに加え、住民からの強い要望を受け本提案制度による提出に至った経緯から、踊場駅周辺地区のバリアフリー化を進めるため、基本構想の作成を行いたいと考えています。

- ※重点整備地区・・・生活関連施設のうち特定旅客施設（一日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の旅客施設）または特別特定建築物（不特定多数の人が利用または主として高齢者、障害者等が利用する施設）に該当するものがおおむね3以上所在する地区
- 生活関連施設・・・相当数の高齢者、障害者等が利用する施設（旅客施設、官公庁施設福祉施設、商業施設など）
- 生活関連経路・・・生活関連施設を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる経路